

・**居宅介護支援事業における特定事業所加算Ⅱについて**

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間は、当該加算における主任介護支援専門員の配置要件は研修修了見込み者（主任介護支援専門員等）の配置をもって要件を満たす扱いでしたが、**平成 22 年 4 月 1 日以降は主任介護支援専門員研修を修了した者を配置する必要があり、研修修了者がいない場合は算定できなくなります。**

算定基準を満たさなくなる場合は取下げの届出が必要となりますのでご注意ください。

算定が不可になる例：研修受講中の者しかいない。主任介護支援専門員が転出・退職し新たな主任介護支援専門員の配置が出来なかった等

・**サービス提供体制強化加算について（各居宅サービス・介護予防サービス共通）**

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間は、事業実績が 6 月に満たないかどうかにかかわらず当該加算における「職員の割合」の算出方法は届出日の属する月の前 3 月間について常勤換算方法により算出した平均値を用いる扱いでしたが、平成 22 年 4 月 1 日からは以下のとおり算出方法が変更になります。算定基準を満たさなくなる場合は取下げの届出が必要となりますのでご注意ください。

対象事業者	職員の割合の算出方法(基準抜粋)
<p>1. 当該加算の算定年度における 4 月 1 日時点で事業実績が 6 月に満たない事業者</p> <p>例： 平成 22 年 4 月 1 日以降算定する場合にあっては、<u>平成 21 年 10 月 2 日以降に事業を開始(新規指定)又は再開した場合は実績が 6 か月未満となる</u></p>	<p>届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月 1 日以降届出が可能となるものであること。</p> <p>届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p>
<p>2. 当該加算の算定年度における 4 月 1 日時点で事業実績が 6 月以上の事業者</p> <p>例： 平成 22 年 4 月 1 日以降算定する場合にあっては、<u>平成 21 年 10 月 1 日以前に事業を開始(新規指定)又は再開した場合は事業実績が 6 月以上となる</u></p>	<p>常勤換算方法により算出した前年度(4 月 1 日から翌 2 月末までの 11 月分)の平均を用いることとする。</p>